

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に基づき、木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

- 三 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮の各応力度が、昭和五十五年建設省告示第千七百九十九号第一第一号口に定める基準に従って計算した長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮材

の座屈の各許容応力度を超えないことを確かめること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。